

財産開示手続申立書

東京地方裁判所民事第21部御中

平成 年 月 日

申立人 _____ 印

電話 — —
FAX — —
(担当)

当事者 別紙目録記載のとおり
担保権 別紙目録記載のとおり
被担保債権 別紙目録記載のとおり
請求債権 別紙目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の債権を有するが、債務者がその支払をせず、下記の要件に該当するので、別紙担保件目録記載の一般先取特権に基づき、債務者について財産開示手続の実施を求める。
記

1 民事執行法197条1項の要件

- 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続(本件申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。)において、金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった(1号)。
- 知っている財産に対する強制執行を実施しても、金銭債権の完全な弁済を得られない(2号)。

2 民事執行法197条3項の要件

債務者が、本件申立ての日前3年以内に財産開示期日においてその財産について陳述したことを

- 知らない。
- 知っている。

(「知っている。」にチェックした場合は、次のいずれかにチェックする。)

- 債務者が当該財産開示期日において、一部の財産を開示しなかった(1号)。
- 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得した(2号)。
(取得した財産)
- 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了した(3号)。

(添付書類)

- 資格証明書 通
- 住民票 通
- 通
- 通

(証拠書類)

- 1 担保権を有することの立証資料
「財産開示手続を利用する方へ」を参照し、甲号証として提出してください。

- 2 民事執行法197条1項1号の要件立証資料
 - 配当表謄本 甲第 号証
 - 弁済金交付計算書謄本 甲第 号証
 - 不動産競売開始決定正本 甲第 号証
 - 債権差押命令正本 甲第 号証
 - 配当期日呼出状 甲第 号証
 - 甲第 号証
 - 甲第 号証

- 3 民事執行法197条1項2号の要件立証資料
 - 財産調査結果報告書 甲第 号証
 - 不動産登記事項証明書 甲第 号証
 - 甲第 号証
 - 甲第 号証

- 4 民事執行法197条3項の要件立証資料
 - 財産開示期日調書謄本 甲第 号証
 - 財産調査結果報告書 甲第 号証
 - 退職証明書 甲第 号証
 - 甲第 号証
 - 甲第 号証